

一般社団設立について

趣旨：行政書士として永年建設産業界に関与してきたが、これからは専門的に組織的にアドバイスすることが重要ではないか。

「今までのように許可や入札についての書類作成だけのアドバイスで企業が満足するであろうか。」

会員：行政書士をはじめとし、建設産業界に興味を持って下さる方々。
むろん建設業関係者も OK とする。

社団の活動：毎年1回～2回国土交通省等行政へ講習会講師派遣をお願いし、定期講習としたい。

それ以外に会員の方々を講師として地域ごとに会員の得意とする分野の講習をしていく。

行政書士の場合は、建設業の許可、経営審査の財務内容を把握できるようにそして業法のアンケートをしっかりと回答出来るようにする。

聴衆は：広く建設産業界個人・企業等

また、新規その中に助成金をもって会社設立、許可申請、社会保険加入等々のアドバイスそして受託。

将来助成金に漏れた新規企業へは社団が援助をし、目的を達成していただく。

まずは、東京からブームを興す。

業法研会員柳原による法人化一考察

平成26年11月24日

内容	(業法建)	NPO	社団	財団	備考
認証は？		東京都			
登記		○	○	○	
会員は	行政書士	誰でも最低 10名以上	2名以上		
役員任期	1年		2年	2年	監事4年、 2年可
財産				300万円以 上	
目的は		非営利活動 20 目的を確 認			

法人化の目的は、今後とも業法研を持続可能とし、社会との接触を持ち我々の存在を積極的に知らしめることとした。

1. 定期的に講師を積極的に招聘できる。
2. 各法人として建設産業企業へ積極的に PR 出来る。
3. 建設産業界への建設業法の啓蒙活動として補助金活用が可能と成るのでは
4. 会員を行政書士のみとせず、各業界の方々に参加いただき我々も広い視野をもってクライアントへのアドバイスが可能となるのではないか。
5. 新規に建設産業への創業者を応援する